**１．免許証の再交付**

免許証を亡失・滅失・汚損・破損した場合は、｢免許証｣の再交付申請をして、再交付を受ける必要があります。

**２．再交付申請の手続き**

 (1)

高松市番町4-1-10　県庁東館７階

香川県土木部住宅課　総務・宅地建物指導グループ　℡(087)832-3582（直通）

 (2) 提出書類等（提出部数は１部）

①　宅地建物取引業者免許証再交付申請書（様式第３号の３）

②　亡失又は滅失を理由とする場合は、紛失届を添付してください。

③　汚損又は破損を理由とする場合は、その汚損又は破損した免許証を添付してください。

 (3)

①　再交付後、亡失した免許証を発見したときは、香川県知事に返納しなければなりません。

1. 更新時に免許証を紛失している場合は、再交付申請書にかえてその旨の始末書を添付してください。

**３．免許証の交付**

 (1)

申請場所に同じ

 (2)

①　交付通知ハガキ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 |  | ﾁｪｯｸ |
| 申請内容 |  台帳内容との確認（□商号又は名称、　□代表者、　□所在地） | □ |
|  再交付理由の記述の有無 | □ |
| 添付 |  □亡失・滅失 |  紛失届の有無 | □ |
| 書類 |  □汚損・破損 |  現在交付されている「免許証」 | □ |

**（　記　入　例　）**

様式第三号の三（第四条の三関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （A４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２ | ２ | ０ |

宅地建物取引業法施行規則第４条の３の規定により、下記のとおり宅地建物取引業者免許証の再交付を申請します。

　 　令和元年　５月　１１日

|  |  |
| --- | --- |
| 香川県知事 | 　　　殿 |

申請者 番町不動産株式会社

 　　 （760－0017）

 香川県高松市番町4-1-10

 代表取締役　香川　太郎

　 　　（087）831－1111

 　　（087）831－2323

　　　　　 受　付　番　号　　　　　　　受　付　年　月　日　　　　　　　　申請時の免許証番号

＊

＊＊

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 3 | 7 | （　3 ） |  | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  | 　 |
| 具体的な理由を簡潔に文書で記入 | 香川県高松市番町4-1-10 |
| 再交付を申請する理由＊確認欄 | 　１．亡　失　　　２．滅　失　　　３．汚　損　　　４．破　損 |
| 内装改装時に紛失した。なお、後日発見した場合はすみやかに返納します。 |